

基本目標

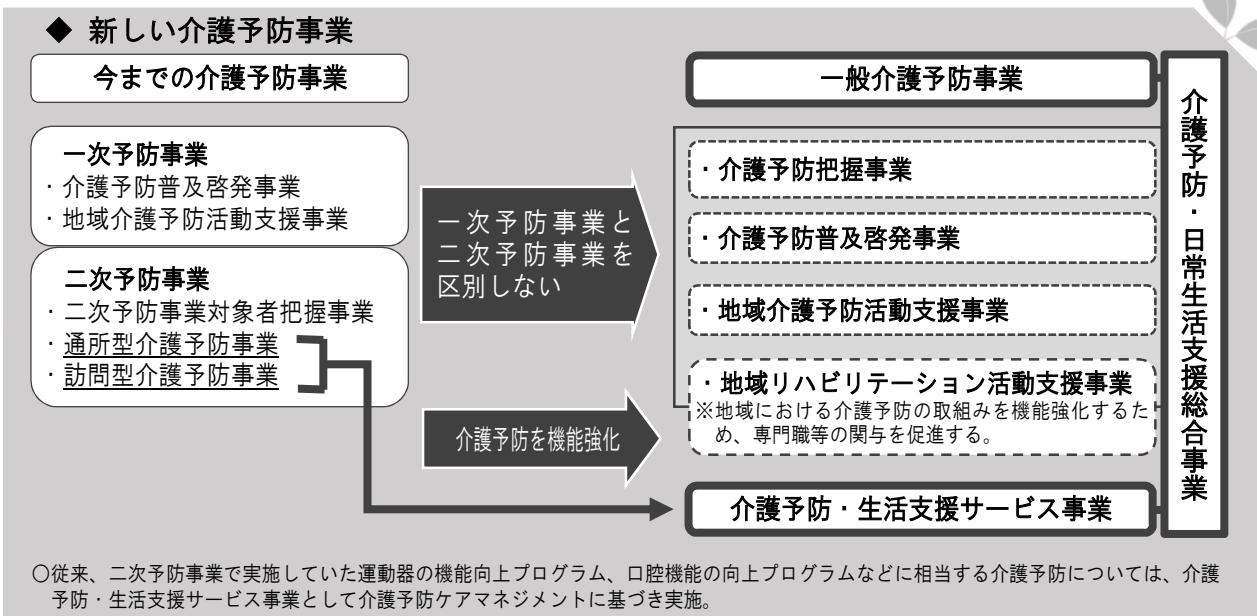
## Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

新規

重点施策

### 5. 介護予防と健康・元気づくりの推進

新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、今までの介護予防事業（「一次予防事業」「二次予防事業」）を区別せず、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進する観点から、2015（平成27）年度の介護保険制度改正により見直され、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年に向け、高齢者の多様なニーズに対応するため、予防給付のうち訪問介護と通所介護を市町村が実施する「地域支援事業」に移行し、住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとなります。事業の実施にあたっては、予防給付の指定事業者に加え、地域住民やNPOなど、多様な主体による新たなサービス提供について検討し、提供体制の基盤整備を図るとともに、介護予防を機能強化するため、新たにリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する新たな取組みを推進します。



- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問介護・福祉用具等）は、引き続き介護予防によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防マネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合、基本チェックリストにより要介護認定を省略、「事業対象者」として迅速なサービス利用が可能。（第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。）

**【1】 一般介護予防事業の推進****第6期新規**

この事業は、市町村の独自財源により行う事業や地域との連携、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進します。

**1 介護予防把握事業の推進**

関係機関（主治医、民生委員、町内会、保健師等）からの情報を活用し、独居や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなぎます。

**2 介護予防普及啓発事業の推進**

介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発等を行います。

**3 地域介護予防活動支援事業の推進**

身近な地域で、住民主体による介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

**4 地域リハビリテーション活動支援事業の推進**

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

**5 認知症に対する相談体制の充実（再掲）****6 認知症サポーター養成事業の推進（再掲）****7 認知症に関する広報活動の推進（再掲）****8 高齢者虐待に関する相談窓口の充実（再掲）****9 高齢者虐待防止ネットワークの推進（再掲）****【2】 介護予防・生活支援サービス事業の推進****第6期新規**

この事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスにより支援するものです。

事業内容は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

**1 訪問型サービス**

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

**2 通所型サービス**

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

**3 その他の生活支援サービス**

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供。

**4 介護予防ケアマネジメント**

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを実施します。

### **【3】 地域支援事業・任意事業の推進**

#### **1 家族介護支援事業の推進**

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気を回復する事業や介護方法の指導等、家族介護支援事業を実施します。

#### **2 成年後見制度利用支援事業の推進（再掲）**

#### **3 安否確認・見守り事業の推進**

高齢者等の安否確認として、配食サービス（傷病等の理由により、食事の調理が困難な人に定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供するとともに、安否確認を行います。）と訪問サービス（ひとり暮らし高齢者に対し、電話や訪問による定期的な傾聴とともに、安否確認を行います。）を実施します。

#### **4 介護支援専門員支援事業の推進**

居宅介護支援等を利用していない場合、住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成にあたり、その軽費を助成します。

#### **5 社会福祉法人による利用者負担の軽減（再掲）**

### **【4】 健康診査等事業の推進**

#### **1 健康診査の実施**

40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を内臓脂肪型肥満に着目した検査項目のほか、独自に検査項目を追加して実施し、必要に応じ生活習慣の改善につながる保健指導を行います。

また、後期高齢者医療制度加入者を対象に、国民健康保険加入者に実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施します。

#### **2 脳ドック受診費用の助成**

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者への脳ドック受診費用の助成を行います。

#### **3 がん検診事業の実施**

がんの早期発見、治療を目的に検診機関と連携を図りながら35歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の市民を対象に各種がん検診を実施します。

また、検診の結果を踏まえ、精密検査等が必要となった人に対し早期に適切に受診ができるよう相談に応じ、不安の解消に努めます。

#### **4 肝炎ウイルス検査の実施**

自覚症状がない肝炎ウイルス感染者の早期発見・治療を目的として、35歳以上の市民を対象に検査を実施します。

#### **5 予防接種の実施**

高齢者の感染症等の発症や重症化を予防するワクチン接種を実施します。

## **【5】生活支援サービスの充実**

恵庭市では、介護保険の要介護者や要支援者、日常生活に支障のある高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉事業の充実に努めます。

### **1 養護老人ホーム入所措置の実施**

心身機能の減退のために日常生活に支障があり、家庭の事情などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、近隣市町村の養護老人ホームと連携し、円滑に入所措置を行います。

### **2 外出支援サービス事業の推進**

外出支援サービスは、リフト付車両により利用者の居宅と市内の医療機関等を送迎するサービスです。車椅子などを使用している高齢者等の交通手段の確保であり、社会参加と生活自立を支えています。日常的に車椅子を使用している高齢者等や歩行困難な人についても対象としており、今後も事業の啓発を行い充実に努めます。

### **3 除雪サービス事業の推進**

冬期間の高齢者世帯の生活路の確保と安全性、利便性の向上を目的とし、ご自身で除雪することが困難な高齢者世帯または身体障がい者世帯に対し、自宅玄関から公道までの概ね1メートル幅を除雪し生活路を確保するサービスです。

高齢化の進行に伴い、除雪サービスの啓発を行い充実に努めます。

### **4 緊急通報サービス事業の拡大・推進**

病弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害時などの緊急時対応として、緊急通報システムを設置し、安全な居宅生活の確保を行う事業です。

今後、対象者拡大の検討及びサービス内容の充実に図り、地域の社会資源と連携した高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。

### **5 在宅支援住宅改修費助成事業の推進**

要支援・要介護認定に該当しない、または日常生活に何らかの支障がある高齢者が、要介護状態等にならないように居宅での安全な生活を支えるため、必要な住宅改修工事費用の一部を助成します。

### **6 訪問理美容サービス事業の推進**

身体の衰えや、障がい及び傷病等により寝たきりの高齢者、要介護3以上の日常的に車椅子を使用している高齢者等で、理美容院に出向くことが困難な人に対して訪問理美容を行う事業です。高齢者等の清潔の保持と快適な居宅生活の維持につながることから、関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

### **7 寝具丸洗い・乾燥・消毒サービスの推進**

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行い、清潔の保持と快適な居宅生活の援助を図るサービスです。関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

### **8 福祉電話貸与事業の推進**

電話を設置していないひとり暮らし高齢者に電話を貸与し、緊急時の連絡体制の確保、安否や孤立感の解消を図ることを目的に行います。

### 9 生きがい活動支援通所事業の推進

居宅に閉じこもりがちな高齢者に対して、市内のデイサービスセンター等を活用し、高齢者どうしの交流、食事、入浴の提供等を行うサービスです。

介護予防、心身機能の維持のため関係機関と連携し、対象者へのサービスの啓発啓蒙を行います。

### 10 日常生活用具給付事業の推進

電磁調理器、自動消火器、火災報知機について、日常生活用具給付事業として行います。

### 11 救急医療情報キット事業の推進

第6期新規

ひとり暮らし高齢者の方の安心・安全を確保することを目的に、かかりつけの病院や服薬内容などの情報を専用の容器などで冷蔵庫等に保管しておくことで、救急時に適切な対応（救急搬送等）に活かすことができることから、救急医療情報キット事業の推進を図ります。

## 重点施策

## 6. 地域生活を支える環境整備の推進

### 【1】 地域生活を支える環境整備の推進

#### 1 高齢者向け住宅の推進

要介護状態になっても施設に入所せずに、安心して住み続けることができるよう、緊急時の見守りや健康相談体制の充実した支援付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホーム等の供給を誘導するよう国や道の制度の周知及び情報提供などの取組みを推進します。

#### 2 防災・防火対策の充実

日頃から災害に備え市民が安心して快適に暮らせるよう、市及び防災関係機関、地域が一体となった総合的な防災対策の充実を図ります。また、火災を未然に防ぐため、市民が常に防火に対し関心を持つよう防火意識の高揚を図り、高齢者を火災から守るための対策を充実します。

#### 3 応急手当の普及推進

地域住民による適切な応急手当が実施されることが救命率の向上に極めて効果的であり、関係団体等と連携の強化を図りつつ高齢者等を含めた地域住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進します。

#### 4 防犯活動の推進

高齢者が安全で安心して地域社会で暮らせるよう関係機関と連携し、防犯意識の高揚と高齢者が犯罪にあわないよう防犯活動を推進します。

#### 5 悪質商法等による消費者被害の防止

高齢者の消費生活の安定と保護を図るため、情報提供や啓発活動を充実します。

#### 6 交通安全対策の推進

高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故から守るための施策の充実を図ります。

## **7 福祉のまちづくりの推進**

高齢者や障がい者等をはじめ、すべての市民が安全でかつ安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、関係機関団体等や市がともに連携し、福祉のまちづくりの推進を図ります。

## **8 施設のバリアフリー化の推進**

高齢者や障がい者等にとってやさしいまちづくりを推進するため、公共公益施設（建物及び都市施設）のバリアフリー化の推進を図ります。

## **9 道路、歩道等の整備推進**

高齢者等が自由に外出し社会参加できるよう、歩道の拡幅、段差の解消など安全性、利便性、快適性に配慮した道路、歩道等の整備を図ります。

## **10 公園、緑地の整備推進**

超高齢社会の到来を見据え、地域交流などのコミュニティ形成、レクリエーション、安らぎの場として機能する施設づくりを推進します。また、自然環境を保全し、人々の心の癒しとゆとりを与えられる空間づくりを目指します。

## **11 交通環境の利便性推進**

閉じこもりがちな高齢者等、移動に制約のある方々の積極的な社会参加を支援するために、コミュニティバス（エコバス）やコミュニティタクシーの運行等、利用しやすい交通環境づくりを推進します。

## **12 水と緑と花のある地域環境整備の推進**

「水と緑のやすらぎプラン」及び「花のまちづくりプラン」に基づき、水・緑・花が一体となった、美しいやすらぎのある地域環境の整備促進を図ります。

## **13 騒音、公害防止対策の推進**

公害を未然に防止し発生源対策を強化し、市民の健康保持と良好な生活環境の保全を図ります。